【資料４】

鹿　児　島　海　区
漁業調整委員会資料
令和８年８月６日

【議題４】

ソデイカ旗流し漁業に関する届出制の導入について

（協議）

水 産 振 興 課
令 和 ８ 年 ８ 月

ソデイカ旗流し漁業に関する届出制の導入について（協議）

１　背景

令和７年９月 30 日付け沖縄海区漁業調整委員会指示７第４号に基づき、令和８年 12 月１日以降、沖縄県海域でソデイカ旗流し漁業を操業する場合は、操業開始の１月前までに、使用する船舶ごとに、沖縄海区漁業調整委員会に届け出を行うこととされた。また、漁期終了後には操業実績の報告が義務づけられている。

本県漁業者においても、沖縄県海域でソデイカ旗流し漁業を操業する実態があることから、沖縄海区漁業調整員会指示への対応が必要となっている。

（参考）漁業における届出制度

漁業における届出制度は、操業実態や漁獲状況を把握し、資源管理や漁業調整に必要な基礎資料を収集するため導入されるものであり、海区漁業調整員会等の指示に基づくものと、法令に基づくものがある。

２　課題

・本県海域と沖縄海区周辺海域では両県漁業者が広域的に操業しており、海域の境界も漁業現場において必ずしも明瞭ではないことから、沖縄海区のみの届出制では操業実態を十分に把握できないおそれがある。

・本県海域においても県外漁業者による操業が行われていることから、本県としても操業実態及び漁獲状況を把握し、資源管理に必要な基礎資料を収集する必要がある。

・届出及び操業実績報告の導入により漁業者等の事務負担が生じることから、必要な情報収集を確保しつつ、可能な限り簡素な手続となるよう配慮する必要がある。

３　対応の方向性（案）

・本県海域における操業実態及び漁獲状況を把握するため、奄美大島海区漁業調整委員会における届出制の導入を検討する。

・届出及び操業実績報告については、漁業者等の事務負担軽減に配慮した制度設計を検討する。

・浜回りにより、漁業者等の意見を聴取した上で、鹿児島海区漁業調整委員会及び奄美大島海区漁業調整委員会としての対応方針を整理する。

４　今後のスケジュール（案）

令和８年８月	・鹿児島・奄美大島海区漁業調整委員会での協議
８月～９月	・届出制に係る関係漁協浜回り
10 月～11 月	・沖縄海区漁業調整委員会への要請 （海区委での協議や浜回りを踏まえた要請） ・該当漁業者の届出
12 月	・奄美大島海区委において「本県海域における届け出制について」協議
令和９年２月	・奄美大島海区委での方向性の取りまとめ

沖縄海区漁業調整委員会指示７第４号　令和７年９月 30 日（抜粋）

第５（操業の届出）

令和８年 12 月１日以降に、ソデイカ旗流し漁業を操業しようとする者は、操業の１月前までに、使用する船舶ごとにソデイカ旗流し漁業操業届出書（第１号様式）により沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

第７（操業実績の報告）

第５の届出を行った者は、ソデイカ旗流し漁業操業報告書（第３号様式）を漁期（12月１日からその翌年の５月 31 日までをいう。以下同じ。）ごとに、漁期終了後３月以内に委員会に提出しなければならない。

漁業操業届出書（第１号様式）

ソデイカ旗流し漁業操業届出書

年　月　日

沖縄海区漁業調整委員会会長　殿

沖縄海区漁業調整委員会指示７第４号に基づき、以下のとおり届け出ます。

	使用者住所	使用者氏名	漁船登録番号	船名	総トン数	操業海域
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

注　操業海域は「50海里以内」、「50海里超」の別を記載すること。

漁業操業報告書（第３号様式）

第３号様式（第７関係）

ソデイカ旗流し漁業操業報告書

年　月　日

沖縄海区漁業調整委員会会長　殿

住所

氏名

漁船登録番号

年漁期（　　年12月～翌年５月）

操業月	操業日数	銘柄別漁獲量（ツボ抜き重量）			
		５kg未満	５kg以上７kg未満	７kg以上	未分類
12　月	日	kg	kg	kg	kg
1　月	日	kg	kg	kg	kg
2　月	日	kg	kg	kg	kg
3　月	日	kg	kg	kg	kg
4　月	日	kg	kg	kg	kg
5　月	日	kg	kg	kg	kg